

## 規制改革推進会議（第5回）終了後記者会見 議事概要

1. 日時：平成28年11月15日（火）11:50～12:26

2. 場所：合同庁舎4号館4階408会議室

3. 出席者：

（委員）大田弘子議長、林いづみ座長

4. 議事概要：

○大田議長 こんにちは。お待たせいたしました。

第5回規制改革推進会議の議論の内容を簡単に御紹介いたします。

きょうの最初の議題は、ホテル・旅館に対する規制の見直しです。旅館業法の見直しについてヒアリングをいたしました。宿泊施設活性化機構、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会（全旅連）、それから、日本ホテル協会です。その後、厚生労働省からもヒアリングをいたしました。

宿泊施設活性化機構からは、資料の10ページから具体的に改正すべき事項が書かれているように、今、非常に細かいいろいろな規制がある、と。主な御主張は、宿泊施設の多様性を認めるべきであるということ。運営に関する規制が必要であるのに、今、ハードの規制が中心になっているということ。これら規制は最小限にして、なるべく事業者の判断に委ねるべきであるという御主張です。

全旅連に関してはお手元に資料がありませんので、御主張のポイントを御紹介しますと、一番強い御主張は、旅館業法というよりも、消防法とか建築基準法あるいは耐震性の観点からの規制、バリアフリーの観点からの規制といった、幾つか安全のための規制があります。これは非常に重要で、旅館・ホテルとしてもコストをかけてきているので、これは堅持すべきであるということです。民泊が届け出制になっているので、この点が緩やかになるのはいけないというのが強い御主張です。旅館業法に関しましては、問題があるということはいくわわっているし、宿泊施設活性化機構が主張なさるように、多様性を認める方向も反対ではない。ただ、連合会の中のいろいろな声もある。地方でいろいろな条例が定められているものについては統一的なガイドラインというものがあっていいのではないかという御主張でした。

ホテル協会の方から主に主張があったのは、今、旅館営業とホテル営業を一本化しようという話があります。これに対して、ホテル協会からの資料の1枚目に、ホテル営業と旅館営業の規制の違いが表になっておりますが、ホテル営業のほうが厳しい規制になっています。例えば、客室数に関しては、旅館が5室で、ホテルが10室。この一本化には反対である。これを一本化しようとする、どうしても規制は緩いほうに行ってしまうのではないかとということがありました。

前回の規制改革推進会議でも話題になりました、旅館で言うと帳場、ホテルでのフロント、これを置く必要があるかどうかについて、宿泊施設活性化機構は、これは規制で決める必要はないと。フロントというのはプレミアムであって、そこで顧客とのいろいろなコミュニケーションをやるという、これはプレミアムであって、自動チェックインでもいいのではないか。ICTを活用することでフロント機能というのは代替できるのではないかという御意見です。

ホテル協会としては、あったほうがいいけれども、規制で定めるとまで強い御意見ではありません。ICTを活用することによってその機能を果たすこともできる。ただ、客とのコミュニケーションツールとしては、フロントは重要であるという御意見でした。

全旅連としては、ICTを使うことでフロント機能を代替できるというのは理解できるけれども、小さい旅館やホテルもあります。ここでは、指紋認証であるとか、そういう代替的な措置をとるのはやはりコストがかかるので、不可欠というほど強い御意見ではないのですが、あったほうが望ましいと。一つの例としておっしゃったのは、ビジネスホテルの団体プからは基準を外すべきではないという強い意見があるという御紹介がありました。

その後、厚生労働省のヒアリングを行いました。ここでは、委員のほうから、フロントをどうするのか、あるいは客室数を最低5室と決めているのは、経営の安定のためという理由だけでも、経営戦略に介入するのは大きなお世話だというような意見がありました。これに対して厚生労働省からは、例えば客室についてははホテル営業と旅館営業の一本化だけではなくて、客室の基準といったものについてもしっかりと見直しを検討したいという御意見がありました。

今回は抜本的な改正をやるべきであるという意見が、委員から出ています。今の旅館業法というのは、施設基準が中心で、ハードの基準になっているわけです。しかし、今重要なのはソフト面の運営の規制ですので、そういう法律の立てつけ自体見直していくべきではないかという意見が委員の中にはあります。これに対して厚生労働省からは、当然、ソフト面の規制というものが重要ではあるけれども、現在、許認可で、監査するときには構造とか施設の基準がベースになっており、今回の改正で全部を書きかえることはできない。したがって、これは継続課題である。つまり、法律そのものを見直していくのは継続課題である。ただ、施設基準、客室数をどうするかとか、面積をどうするかといった施設基準については政令ですので、今回の法改正で可能な限り対応したいということでした。

フロントをどうするかについて厚生労働省としては、原則として必要であると考えられるけれども、ICTでどこまで対応できるのかということも踏まえて、代替できるかどうかも視野に入れて検討したいということでした。

今回の改正のスケジュールの中で、時代に合わないものは幅広く見直していきたいということでした。そのスケジュールに関しては、厚生労働省の資料の一番最後にございます。きょうの規制改革推進会議のヒアリングを受け、12月中に検討結果を取りまとめる。そして、来年の通常国会に旅館業法改正案を提出するというスケジュールです。

今回は施設基準の見直しを初め、時代に合わない部分は可能な限り見直していく。旅館業法の法律そのものの抜本改正というのは次にステップになる、ということで、これに関して委員からは、次のステップまでしっかりとやってくれという意見がございました。

旅館業法については以上です。

2つ目の議題が「診療報酬の審査の効率化と統一性の確保」について。社会保険診療報酬支払基金、これは御存じのように、医療機関から出されました医療請求の明細書、これはレセプトと呼びますけれども、このレセプトが適正かどうかを審査する。そして、健保組合などの保険者に請求をして、保険者から支払われた医療費を医療機関に支払うという役割を担っております。レセプトの電子化というのはほぼ完了しているのですが、依然として紙レセプト時代と同じく47都道府県に支部を置いている。それから、人手による非効率な業務運営をやっている。支払基金の非効率というのは前々から何度か議論になっておりますけれども、依然として抜本的な改革がなされておられません。前回の規制改革会議で、現在の支払基金を前提にした見直しではなくて、診療報酬審査の在り方をゼロベースで見直す。そのための検討組織を立ち上げて検討するということが提言され、閣議決定されました。この結論を得る期限は、28年内となっておりますので、本当に改革ができるのかどうか、ここで改めてしっかりやってくれという意見書を提出するという次第です。

意見書につきましては、医療・介護・保育ワーキング・グループ座長の林委員から御説明をさせていただきます。

では、お願いします。

○林座長 お手元に本日の資料2と題した「『診療報酬の審査の効率化と統一性の確保』に関する意見」をごらんいただきたいと思います。この意見の最後のページに別紙として、ことし6月2日閣議決定された規制改革実施計画を挙げております。

基金の現行の実務の概要につきましては、前会議体の規制改革会議の健康・医療ワーキングの平成27年11月26日の第40回の資料1-1をごらんいただきたいと思います。ここには支払基金の毎年約800億円の支出の内訳なども出ております。

意見書に戻りますが、ここで閣議決定されました1番目の項目は、この会議体の設置でございます。会議体の設置については、意見書の冒頭に書きましたように、現在、厚生労働省が「データヘルス時代の質の高い医療の実現に向けた有識者検討会」を開いております。この有識者検討会には、金丸座長代理、森下委員、そして私の3人が規制改革会議、前会議体から入って議論をしております。

この会議体、有識者検討会自体は公開で行われておりましたが、実施計画の2番目にあります診療報酬の審査の在り方の見直しの中身につきましては、この検討会の下に非公開のワーキングが設けられまして、先週の金曜日まで議論が続いておりました。非公開の中で出てきた資料についてここで御紹介することができないのは残念なのですが、あした有識者検討会、親会議に戻ります。あしたの検討会においては、今の非公開で行われた検討内容で出てきた資料についても、しかるべきものは出していただくようお願いしており、

出てくるものと期待しております。

そこで、非公開のワーキングでわかったことを踏まえまして、あと1カ月、12月末まで、この有識者検討会において規制改革会議で要請した、実施計画で要求しております組織・体制の在り方の見直しの議論をしなければなりません。時間も限られており、また、現在の議論状況では、果たしてしっかりとした結論が得られるのかどうかという点に懸念を持っており、したがって、本日の意見書を当ワーキングとして出させていただきます。

意見書の冒頭に書きましたように、「検討会等におけるこれまでの検討状況を踏まえつつ、規制改革実施計画の内容に沿い、平成28年内に以下の項目についてゼロベースで検討を行い、結論を得るべきである」ということを意見しております。大きな項目だけ申し上げさせていただきます。

まず1番目が「支払基金問題の優先解決」です。この有識者検討会は非常に関連するステークホルダーが全て入っており、さまざまな方向の議論がこれまで出ております。中でも支払基金の問題と、国民健康保険の審査・支払機能を担う国民健康保険団体連合会の問題とを同時並行的に議論しようとする意見もございます。確かにコンピュータチェックの問題など、共通する部分もございますが、組織の在り方やインフラ、予算など両者は異なる部分が多々ございます。したがって、規制改革推進会議としましては、当面は支払基金の問題に焦点を絞って検討することによって、確実に平成28年内に検討を得るべきであることを要求しております。

2番目の「コンピュータチェック項目の情報開示及び統一性の確保」でございます。有識者検討会の下で開かれた非公開のワーキングの中で出てきた資料によって、これまで言われてきた非効率性、ICTを活用せず、人手に頼っている審査の実態が明らかになり、また、県ごとのばらつきも客観的事実として明らかになってまいりました。ところが、そういった実態についてはこれまで公開されておられません。また、なぜそういった非効率な審査の実務が継続しているのかといった問題につながる点がこの非公開のワーキングの中でも見えてまいりました。その一つが、膨大なコンピュータチェック項目のうち一部しか、医療機関及び保険者に情報開示していないということで、医療者側からの請求において、そもそもどういった基準、項目でチェックされるのかがわからないままレセプトを出しているために、手戻りしてしまうものが多々あるということがわかってきております。したがって、保険者機能に支障のない範囲のチェック項目は原則として全て情報開示を検討すべきであるということを意見しております。また、今回の調査で数字も一部わかってきたところなのですが、都道府県に置かれた47の支部が、同じ健康保険制度の中で、皆保険制度の中で払われる保険について、異なるコンピュータチェック項目を独自に設けている。これが何十万件もあることがわかりました。したがって、こういった支部独自のコンピュータチェック項目の設定が都道府県間の審査の際の原因の大きな一つにもなっていると思われま。こういった点についても、原則として行わないという見直しが必要ではないかということを意見しております。

3点目の「レセプト形式の見直し」についても、現在の非効率性、ICTを活用できない原因の一つが、そもそもレセプト形式にあるのではないかという指摘が出てきております。

4点目、こういった実態を踏まえて、いよいよ実施計画の3項目めにあります組織・体制の在り方の見直しを親会議であります有識者検討会で、あしたから議論することになります。ここにおいては、これまで判明しております支払基金における人手頼りの審査業務をICT活用によって業務の効率化、統一化が図れるような組織体制になるべく議論していくべきであると考えております。その中で、業務の機能ごとに分解して、果たして必要な業務なのか。いまやICTを活用すれば不要な業務ではないかというものを精査して、必要であるものについても、それを支払基金が従来どおりに担うのがふさわしい組織なのかどうかといった点も含めて、ゼロベースで検討すべきであるということを申し上げております。

5番目「保険者等がレセプトデータを積極活用できる仕組みの構築」。これは、データヘルス時代において、こういったヘルスケア関係の情報の活用がまさに重要視されているわけですが、現実には全くそれができない状況にありますので、その仕組みを構築する議論をすべきであるということを申し上げております。

さらに、こういった在り方の見直しについては、大田議長からもお話があったように、この議論は今始まった議論ではありません。十数年来続いているにもかかわらず立ち消えになり、最初は設けられたはずの会議が開かれなくなり、全く動いていない状況でありますので、これからは⑥に書いたような持続的なPDCAサイクルを構築して、随時、見直しを行っていくことが必要であると考えております。

以上のような検討を踏まえて、昭和23年に制定されました社会保険診療報酬支払基金法の抜本的な見直しも必要であると考えております。

以上です。

○司会 それでは、御質問がある方は挙手の上、御所属とお名前をおっしゃって、質問をいただければと思います。いかがですか。

○記者 林先生に伺いたいののですが、あした、意見書を厚労省の会議に出されるということなのですが、支払基金の改革というのは、前進の規制改革会議で御主張されていたということで、それはわかりません。一方で、厚労省の検討会では、国保連合会の話も出てきているというところで、前進の規制改革会議のほうで、なぜ支払基金の改革を優先させなければならないという議論になっていたのか。そもそもの考え方を教えてくださいませんか。

○林座長 支払基金につきましては、先ほど申し上げた昭和23年の社会保険診療報酬支払基金法において、支払基金の支出につきましては、同法の26条に基づいて、レセプトの手数料単価は基金の経費をレセプト件数で割ることで算出する実務が続いており、非効率な業務によって生じている部分が含まれると思われる年間約800億円の事務費は、もっぱら保険者の負担で賄われております。国民皆保険制度を我々が維持していく上では、こうした事務費の見直しが必須であるということから、まずは支払基金の見直しということを重点

に置いています。これは何を優先するかということであり、国保の部分が必要ではないということではありません。しかしながら、国保の議論を今、一緒に進めることは、支払基金の改革をおくれさせることになりますので、まずは優先順位をつけて議論しているということでもあります。

○記者 わかりました。

もう一問、⑥のほうなのですけれども「組織・体制等の見直しをすることになり」とあるのですが、これはもう少し具体的に言いますと、例えば支払基金の支部の統合を想定されているということによろしいですか。

○林座長 当然ながら、支払基金でも、今年の年頭、内部でタスクフォースを設けられまして、一定程度の統合は基金の中でも議論されておりますので、そういったものも出てくると思います。法律自体には、現在は3条で都道府県に支部を置くという条文が設けられているだけでございますので、その点について、今後、手当てをしていった上で、それをどのように直していくかという点は、また基金の中でも効率化を図る上で議論がされていくところではないかと思えます。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかにございますか。

○記者 旅館業法の関連で伺いたいのですけれども、厚労省はホテルと旅館の一本化だけでなく、客室の基準の見直しをしっかりと検討するというお話がありましたが、これは、5室、10室とか、平米数とか、そういうところを緩和するという趣旨の話があったという理解でいいのでしょうか。

○大田議長 客室だけではなくて、構造基準、施設基準全体を見直すということです。このお話が出た際の質問は部屋数の話から入っておりますので、今回、ホテル営業と旅館営業の5室と10室を調整するにとどまらず、客室そのものを見直しますと。それ以外のきょう議論に出ていた時代に合わない構造基準、施設基準を全面的に見直しますという話でした。

○記者 そうすると、部屋数で言うと、5室、10室をあわせる、例えば5室にあわせるとか、そういう話ではなくて、さらに少なくするとか、そういうものも含めて検討するということですか。

○大田議長 そういうことです。

○記者 もう一点、フロントについてなのですけれども、委員の方からはフロント必置ではなくていいのではないかとか、そういう指摘があったのかということと、あと、ビジネスホテルが反対しているということですが、その理由はどのような理由が出ているのでしょうか。

○大田議長 委員からは、前回の議論でもありましたが、フロントの機能として、本人確認であるならば、今もそれはきちんとできていない、と。それをしっかりとできるICTの活用によって、フロントを置かねばならないという規制を置く必要はないのではないかと

う意見が出ています。

ビジネスホテルが反対というのは、全旅連の北原会長からの御説明の中で例として出されました。これはビジネスホテル協議会でしたか。

○林座長 組合ですか。

○大田議長 理由については、きょうは御発言はありませんでした。

○司会 ほかにございますか。

○記者 旅館業のことについてなのですが、先ほど施設基準ということで、具体的に客室ですとか、床面積以外に何があるかを具体的にいただければと思います。

○大田議長 それは前回の規制改革推進会議の資料の中にございます。ホームページに出ています。ごらんいただくと、参考資料2、参照条文の中に旅館業法があり、3ページ、旅館業法施行令の中に構造設備の基準というものがあまして、そこにいろいろ書かれています。さっき御説明しましたように、これは政令で決められているということです。

具体的に何が問題かというのは、きょうの宿泊施設活性化機構の10ページ、11ページ。いろいろなものがあるのですね。喫煙設備を置かなければいけないとか、トイレの構造であるとか、カーペットの設置についてとか、たくさんあるようですので、前回の資料と今回出された要望とあわせてごらんいただければと思います。

○記者 旅館業のところでは2点ほど質問があるのですが、玄関帳場のところは、実際の運用として人を置くだとか、そういうものがされているから非効率なのか。人を置くとか、面接に適する玄関帳場、設備を有することとなっているのですが、その辺がまだ理解が進んでいないので、教えてもらいたいのと、あと、旅館業そのものの見直しというのが継続課題ということで、ソフト面の規制というのは具体的にどのようなものを指しているのかを教えてくださいませんか。

○大田議長 まず1つ目ですけれども、例えば高級なところで、部屋でチェックインをするといったことも今やっていますね。あるいはホテルでも、自動チェックインでそのまま入れるというところもありますね。したがって、今、ICTが発達し、セキュリティ上も指紋認証であるとか、そういうものが発達しているところで、設備としての帳場やフロントを置く必要があるのかという問題意識です。

ソフト面では何か具体的に出ましたか。あったら補足してください。

○司会 ソフト面につきましては、資料の中で機構の方々が出しておられますけれども、運営ということをソフトと言いかえておられまして、要すれば、公衆衛生その他の目的を達成する上で、どの程度の公衆衛生上のレベルを実現するかという運営の方法での規制の方法が本来あるにもかかわらず、それを構造で、要は部屋数が何室であれば大丈夫という構造に全て置きかえて規制をつくっているという、規制の構築の方法論ですね。それは、本来は実際に実現したいのが公衆衛生であれば、公衆衛生をどう担保するかという運営に着目した規制であるべきではないかという、そういう対比した議論でした。

○大田議長 委員の側からも、設備という言葉ではなくて、必要なのは規制の目的を果た

すための仕組みあるいは必要な機能だ、と。さっきのフロントで言うと、本人確認の機能です。そういう機能とか仕組みを果たすということが重要であって、外形的に何を置かねばならない、これはどれだけの数量でなければいけないということではないのではないかとこの指摘です。

○記者 それは政令の改正でできるということですか。

○大田議長 いいえ、法律そのものの改正になりますから時間がかかります。法律の立付け自体を変えるわけです。しかし、施設基準というのは政令ですので、これは今回の見直しの中に入れられるということです。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかにございますか。

○記者 「診療報酬の審査の効率化と統一性の確保」のほうで、診療報酬支払基金法の改正を検討するというのは、速やかにというのは来年の通常国会にもという意味での御意見という形で捉えてよろしいのでしょうか。

○林座長 私どもとしては、最短でお願いしたいと思っています。

○記者 こちらの意見は、本日、規制改革推進会議の中でまとめられて、厚労省に対する意見と捉えればよろしいですか。

○大田議長 これは一般に対して公表したと。推進会議の意見書として提出したということですので、当然、厚労省はその中に入っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかはよろしいでしょうか。

それでは、本日の会見は終わります。ありがとうございました。

○大田議長 ありがとうございます。

○林委員 ありがとうございます。